

委員会提出議案第 4 号

少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月27日 提出

提 出 者

境港市議会

総務民教委員会委員長 景 山 憲

少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積みしており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、また「学級編制基準の弾力的運用」ができるよう、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、教職員の処遇改善に必要な財政措置を講じること。
4. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、加配定数措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会提出議案第 5 号

境港市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

境港市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月27日 提出

提 出 者

境港市議会

議会運営委員会委員長 永 井 章

境港市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、境港市議会議員（以下「議員」という。）が境港市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における境港市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に締結した契約に係る請負から適用する。

(参 考)

主 な 内 容

1 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う条例の制定

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）、並びに地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第42号）の施行により、普通地方公共団体の議会の議員が、当該普通地方公共団体に対し規制される請負の明確化、及びその請負の規制の対象から除外される各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額の上限額が、300万円とされたことに伴い、境港市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、請負の状況の公表に関する条例を新たに制定する。

2 施行期日

この条例は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に締結した契約に係る請負から適用する。